

逗子海水浴場のあり方検討会 概要

平成 26 年 12 月 16 日（火） 14：30～16：30

逗子市役所 5 階 第 5 会議室

1. 開会

- ・ 事務局よりあり方検討会は傍聴できることと、メディアの頭撮りについて説明。
- ・ 事務局より議題及びあり方検討会最終報告書は 1 月には作成を行い市長に報告を行うことを説明。
- ・ 資料確認

2. 議題 -安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則について-

- ・ 座長あいさつ
- ・ 座長よりメンバーに対して、多忙な時期における短期間でのアンケート実施について、協力の御礼。
- ・ 残された回数が少ないなかでの議事進行について、ご協力願いたい。

＜座長＞ アンケート集計結果について、回答件数は 17 件で良いか。

＜事務局＞ 回答数は 17 件である。

＜座長＞ 最初は、海の家音楽について議論を進めたい。5 分程度時間を取るの、その間にアンケート集計結果を黙読して頂きたい。

＜座長＞ まずは、フリートーク及びアンケートで言い足りないことがあればご発言頂きたい。

- 音楽・営業時間に共通する話で、条件付き緩和等の意見があるのは良いのだが、仮に来年緩和して、状況が再度悪化した場合はどうするのか。

もう一度あり方検討会を開催して再来年の事を決めるのか、行政が責任をしっかりと取るのか、又は海岸組合に 100%遵守することを約束してもらえるのか。そこが一番気になる。

＜事務局＞ 県あり方検討会報告書に、各海水浴場でルール策定を行う協議会の様な組織を立ち上げるという事がうたわれている。今後県が示すガイドラインにも記載されると思われるので、逗子市でも立ち上げることになるだろう。

仮に来年緩和した項目の状況が改善しない場合には、協議会で議論して頂き、市としても手を打つ必要はあり、また海岸組合にも協力して頂く必要がある。

＜海岸組合＞ 協議会で決められたことについては、原因・責任等を明確にして、海岸組合及び海の家責任があることについては、罰則を科していきたいと考えている。

- 前回のあり方検討会では、海岸組合からルール遵守の体制・方法の確立について具体的な提案が無かったため、いまひとつ信用できなかった。海岸組合として、具体的な意見・方法等が出たのか教えて頂きたい。

＜海岸組合＞ 違反者への対応強化として、今回も資料を用意したので配布してもよろしいか。

＜海岸組合＞ 資料の説明

・ 2013 年

苦情・意見は市と海岸組合に入る。市から海岸組合へ違反店舗への警告があり、海

岸組合がルールに則り処分を行う。市は処分が行われた店舗をホームページにて公表。

・ 2014 年

苦情・意見は市と海岸組合に入る。市から海岸組合へは報告という形で情報が入り、海岸組合が定款に則り総会・役員会にて処分を決定し、実行する。

・ 今後

協議会に、市と海岸組合に入った苦情・意見を集約し、審議・事実確認を行い、警告書を発行する。処分を行うのは市では難しいとの話なので、海岸組合から処分を科すことになるだろう。この様に、市にも提案している。県の方針が出たら、話を更に進めることが出来るのではないかと。

前回のあり方検討会で提示した資料を、先日海岸組合臨時総会において議論をし、60 名弱いる組合員全員で方針を決定するのは困難なので、役員内で意見・考え方をまとめ、方針を作成し、各組合員に理解していただいている状況である。

今後海の家の出店に際しては、海岸組合の方針に賛同する誓約書の提出により、初めて出店を認めることとするので、前回提示した資料に関しては、組合員は理解した上で出店することになっている。

- 協議会を新たに立ち上げて、その場で苦情・意見への対応、違反店舗への処分を決定するという方針であるが、それは第三者的な会であるか。そうであれば、構成メンバーはどの様に考えているのか。

<海岸組合> それは今後、市で検討する事項であるので、海岸組合からはお答えできない。

<事務局> 協議会の構成メンバーについて、ある程度県のあり方検討会の報告書の中で示されており、観光協会、近隣住民、商工関係、関係行政機関などをメンバーとすることとなっている。市のあり方検討会に近いメンバーと考えて良い。

- 海岸組合からの提案を受けて、市が検討するという事なのか。

<事務局> あり方検討会は、条例に規定される協議の場である。県が求める協議会は、形は似ているが、ルールを策定する場なのであり方検討会とは別物であり、新たに立ち上げる必要があるが、2つの会議を同時進行するのは難しい。なので、逗子の場合はルールの策定はできないが、2つの機能を1つにまとめ、ルールの内容・実効性担保の仕組み、海水浴場の振興策などを検討する場を今後立ち上げることを検討している。

ただし、詳細については未定である。

- ルール違反への対策も含めてなのだが、海岸組合に主体的に任せるのではなく、海水浴場開設者である市が責任を持ち、能動的・主体的に取り組む必要があると考える。海岸組合からの提案に、市が乗るという形ではダメだ。
- 前回までの説明で、市では警告に基づき処分するのは難しく、海岸組合が処分をするとの説明があったと思うが、協議会は独立したものなのか、海岸組合の下部組織なのか。

<海岸組合> 海岸組合も1メンバーとして参加させて頂くということである。今までは、市と海岸組合のみで話をしてきた中に、皆様も一緒に入って頂ければと考えている。

- 2013 年のように処分を受けた海の家を公表する仕組みを復活させても良いのでは。また、

警告からの処分という流れは良いのだが、処分した結果が協議会に戻り、そこから市長へと報告し、市長のコメントが協議会に戻る、というシステムを作った方が良いと思う。

- 良く検討したと思うが、現実問題として、ルール及び遵守の仕組み作りは理解できるのだが、違反者が出た際等に、その都度協議会を開いて審議・事実確認を行い、警告を発することになるのだろうか。

<横須賀土木> 県のあり方検討会では、詳細についても協議会の中で決めることを提案している。例えば、ルール遵守部会を作ったり、違反者への対応について決定したりなど。

- 実際に問題が起きているのは夏の浜辺であって、協議会で議論を行っていても実質的な効果・影響はない。形式的なことを行っても、現場に響かなければ、ただの言い訳になる。そのことを心配している。

<海岸組合> 取り締まり、罰則の執行についてはもちろんのこと、今回提案した内容を組合員に示すことにより、組合員の意識の改革を進めたいと考えている。

- アンケートの結果を見ると、海岸組合の今までのルール作りの不備及び非遵守に対する指摘が多い。そのためか、今年のルールの継続を望む意見がほとんどであり、加えて一部修正の提案がある。以上を踏まえると、海岸組合自体がきちんとした考え方をアピールする必要がある。今までの皆様からの指摘は、役員のみならず、末端の従業員まで理解して遵守するのか、ということ。この心配を払拭できる方法を提示する必要があるだろう。とは言え、今年は昨年よりも大きく改善されたことは評価したい。

また、市民・市外からの来場者の街中でのポイ捨て等のマナー違反が多いので、その様なマナーを海岸組合が守っていることをアピールしたうえで、市民・市外からの来場者へ啓発する必要性についてもあり方検討会で議論すべき話題ではないか。

- 基本的には、海の家が直接的な原因ではなく、そこに集まる客のマナーが問題なのだが、海岸組合はそれをコントロール出来なかった。今年海水浴場の状況が良かったのは、厳しい条例・施行規則により、ようやくコントロールできたからである。

営業時間を1時間位延長しても大丈夫と思われるかもしれないが、今まで全くコントロール出来ていなかった事実を忘れずにいないと、今までの繰り返しとなる。

客のマナーアップというのは簡単ではない。どの様な客を呼ぶかは、お店の雰囲気・方針などであり、それをコントロールする術を法律が無い以上は持っておかなければならない。その事を頭に入れた上で、緩和か否か及び緩和の程度については慎重に考えて頂きたい。

- 今まで海岸組合は、大音量を出していても市職員が来ると音量を下げ、現場確認が出来ず注意が出来ないうちに、9月には逃げることを繰り返してきた。前代表理事は、今回提案された物よりも立派な体制を提示していたが、実行しなかった。行政に言っても何もやらないため、市民も無駄だと思い何も言わなくなり、2カ月間我慢すれば良いと考えてしまうようになった。そうしたら、海水浴場の方が昔からあるから後から来た住民が文句を言うのはおかしいなどと言い、昔から住んでいる住民も文句言っているのを知らないで、如何に立派な提案がされても、結局守らない者は守らないのではないか。

真面目に営業してきた人達が被害を受けている状況で、緩和を望み提案しているのだろ

うが、守らない人がいる限り無駄。協議会を違反がある度に緊急で招集するのは現実的に不可能。例えば協議会メンバーが違反を確認した時点で、海岸組合が違反だと判断して除名処分をするのが一番早いのではないか。それ位の大ナタを振るい、仕組み作りだけではなく、手続きを変える必要がある。土木事務所からは海岸組合が占用許可を受けているので、海岸組合が管理をして、違反を確認したら処分するという勢いでやらないと変わらない。

- 協議会という提案自体がおかしい。違反した海の家への処分は、市では出来ず海岸組合にしか出来ない。海岸組合の責任で違反した海の家への処分を行い、それを第三者機関がチェックするならば分かるが、処分の可否の判断を第三者に任せるのは、責任転嫁ではないか。県のあり方検討会の報告書に協議会の設置があるというが、基本的に第三者である協議会が処分する権限はあるのか。

<事務局> 法的な物ではないので、権限があるとは思っていない。前回までの協議の中で、海岸組合がもっと第三者の声を聞くべきではないか、という話があった。その機能を協議会に持たせることで、処分の判断を行えば、それは海岸組合の責任で実行せざるを得ない、という形を伺い立てているのではないか。

<海岸組合> 先程お話があった通り、過去の海岸組合の体制でご迷惑をおかけしていたことには、お詫び申し上げます。これから変えていきたいと考えており、協議会は市と海岸組合だけでなく、皆様にも入って頂き、皆様の判断も聞かなければならないと考えたもの。

- 現実的には、問題に対して即対応しなければ解決にはならないので、その都度協議会を招集しては機能しないのではないかと。

<海岸組合> 海岸組合は常に海岸に居るため、全海の家を常に見ていることは難しいが、パトロール等で問題のある海の家を一番早く発見出来ると思う。その上で、海岸組合も協議会のメンバーに入ること、海の家を庇うということではなく、どの様な処分を行いたいかな等で問題を取り上げていきたい。

海岸組合としても迷惑をかける海の家は辞めていただきたく、そこを今までコントロールが出来ていなかったが、新しい海岸組合では素早く処分を下せるようにしていきたいと考えており、皆様にご協力していただきたいというお願いである。

海岸組合も県あり方検討会を毎回傍聴し、協議会があれば良いと考えていたので、市にも話をしており、県あり方検討会の報告書を基にした県の方針が出たら、更に話を進めることが出来るだろう。今まで頂いたお話は、協議会で積極的に議論したいと考えている。

- 恐らく逆では無いか。海岸組合役員も繁忙期は自分のことで手一杯であり、他の海の家の中に最初に気付くのは、近隣住民や利用者である。海岸組合だけにチェックを任せるのは無理がある。なので、気付いた人が即座に通報し対処できるシステムが必要なのでは。

<海岸組合> おっしゃる通り、繁忙期は手一杯であるが、海岸組合も協議会メンバーなので、その都度協議会にかけるというイメージよりは、海岸組合もその場ですぐ判断できるのではないかと、思っている。苦情の対応等も同様に考えている。直接見ていない問題や、不正なことが無いように、多くの方にご参加頂いて、海岸のことを見守っていただきたい。

- 協議会では、構成メンバーについて市・海岸組合・市民等とあるが、実際に警告に値す

るか否かを決定するのは無理ではないか。ならば、協議会の中で、現場でそれを判断・決定できる権限を持つ者を複数決定すればよいのではないだろうか。

- 責任者、従業員数、営業形態、過去の営業時間帯での利益、などの具体的に我々が知りたい情報をまとめた約 60 名の組合員のリストを提示していただきたい。それにより、違反をする海の家が予測できるので、そこをチェックすれば良いのではないか。

あり方検討会の中に、市長に逐一報告できるシステムも必要だと考える。逗子市が日本一厳しい海水浴場の条例及び規則を作り日本全国に注目をされたという経緯の中で、問題を抱えている他自治体に先行している事例・手本として県がこうしたらいいと提示している状況であると考え。このあり方検討会が来年各機能を持つ部会化していくことは、非常に大変なボランティアとなってしまうが各団体をお願いをして分担作業とすれば、不可能ではないと思う。

心配しているのは、緩和することで以前のような状態に戻ることであるので、一番の大事なことは、海岸組合が今年以上に来年はしっかりやるという決意表明をして、皆様を納得させること。

- 本当に守れるかどうかは重要であり、体制をしっかりと提示しないと信用されないだろう。代表理事一人で海岸組合をコントロールすることは非常に難しい。

建築・解体期間も含め、海の家を何軒かごとに班分けし互いに監視し合う体制など、組合で完結できる体制も提案すべきだろう。今回の提案資料ではそこが全然わからない。

協議会は即時対応できるかわからない。また、毎日海岸を見ているが、海岸組合の誰に言えばいいかわからない状態なので、そこも明確にして頂きたい。紙で提案されても具体的な体制を示さないと説得力がない。

- 組合からの提案は、1 つ案が出来たと捉えるべき。提案に対して良し悪しを言うのではなく、我々も案を考えるなど、協議会をうまく運用していく組織のあり方もあり方検討会の検討事項ではないか。

<横須賀土木> 補足となるが、県あり方検討会では協議会を市・町で作って頂き、協議会で行う事についても協議会の皆様で決めて頂きたいという提案が出ている。それを受けて逗子でも協議会を作ることになると思うが、その中で、やらせて欲しい事項を提案しているのでは。協議会自体を提案しているわけでは無いのでは。

- 協議会のあり方というのは、市が基本的には作るのか。

<事務局> 現在の状況としては、県あり方検討会の報告書に記載されているだけであり、どの様な協議会を作りなさいという事では無いため、今詳細について言及することは難しい。県がこうやろうといったものを発せられたものではない。

先程、今まで処分が遅かったというお話があったが、あり方検討会の様に 20・30 人の規模だと意思決定に時間がかかり、緊急での招集も難しいことから、違反者への対処の部会を作ること方法の 1 つとしてあると思う。

<座長> 海を家の音楽に関して組合の意思を聞いてみたいと思う。

<海岸組合> 決められたルールに関しては今後しっかり守っていききたい。音楽についてはライブハウスやコンサートを中心とした営業ではなく、一般の店舗で流れているような BGM を流さ

せて頂きたいと考えている。その中で音量等は、これから検証していかなければならないことだと考えている。国道 134 号線裏の住宅街や砂浜にまで聞こえる音量を出すつもりはなく、あくまでも海の家雰囲気づくりとして音楽を掛けたいと思っている。

- 具体的にBGMを流したい意向を持つ海の家は何軒程あるのか。遊技場部会はライブハウスの営業は行わないとして、それ以外の海の家はBGMを流すのか。

<海岸組合> BGMを流す海の家の数については、把握していない。

- 色々な問題があると思う。個人的には同じ時間を海岸で過ごすのであれば、さわやかな音楽くらいが流れている方が良いと思うが、例えば隣がサンバで、その隣では演歌等の統一性が無いのは良くない。

提案としては湘南ビーチFMと契約して、夏の間はハワイアンを流すというのはどうか。湘南ビーチFMでは、12月であればずっとクリスマスソングが流れているので、それに近いことができ、津波情報なども確認できて良いと思う。

市のイベント等でのある程度の音響については必要であり、常識的な範囲での柔軟な運用は必要だろう。

- 常識的な判断が機能していなかったため、以前の様な状況となっていたのでは。
- そのため、リストを把握しながら精査し、問題が有りそうな海の家だけをチェックする仕組みを実施すれば、かなり完璧に近い状態で回避出来るのでは。

<海岸組合> 音量だけでなく、江の島のようにスピーカーなども指定して、大音量を出せないようにしていけば変わるのではないかと考えている。

- 絶対無理だと思う。組合全体がしっかりするという前提で話がされているが、意識・自覚の足りない組合員が実際に居る以上、まだ甘いことを言うべきではない。

10年前もBGMであるとか、波の音を聞きながらと言っていたが、あの様になってしまったので、また元に戻ってしまう恐れがある。海岸組合幹部の意向・意識が、全組合員に届き伝わっているとは思えない。無理だと思う。責任持てない。

- 組合とはその様な組織なのか。

<海岸組合> 守らせるようにしていく。組合だけでは無理なこともあるので、皆さんの協力もお願いしたい。

- 実際に違反することが容易に想像できる海の家は何軒ほどあるのか。

<海岸組合> 組合員数が60名弱であり、海の家の出店数は今年44軒である。各組合員に区画が割り振られているので、1軒に複数名組合員が居る（1軒が3区画仕様していれば3名）ということはある。

- 組合員全員が分からない中で、屋号だけで言っていたら又貸しであったり組合員と店の代表者がちがうということもある。今年ルールを違反していた海の家は、従業員も店舗の形も同じで、看板だけが違ったが、昨年とは違うという事になってしまう。そこから見直す必要がある。

<海岸組合> 組合員のリストを提示する。市に提出している物よりもわかりやすくした物を、個人情報ではあるので、あり方検討会ではわかる様な形で提示することができる。

- 業種別に分かれているのか。

＜海岸組合＞ 業種の指定をしているわけでは無いので、その様にはなっていない。

- 例えば、今までは更衣所であったがライブハウスの方が儲かるので、遊技場部会に加入しようと言う様に、営業形態が変わることはあるのか。

＜海岸組合＞ 遊技場部会については定数があり、それ以上増やすことなくやってきた。更衣所や食堂に関しては、その年の申請数によって変化する。

- 海岸組合の申請の問題となってしまう気がする。
- 組合がしっかりすればいい問題。その認識は共有できているのではないか。

＜座長＞ 今までの皆様のご意見は、アンケートにプラスして精査するしかないのではないか。結論について事務局どの様に考えるか。

＜事務局＞ あり方検討会は、中間報告と同様に結論を出す場では無く、最終的には検討状況を市長に報告することとなる。

- 夕陽を楽しむ時間を提供したいという営業時間の延長希望等について、気持ちは分かるのだが、今まで経緯を考えると少なくとも三年は条例・規則を運用し、その間にあり方検討会のみではなく、全市民の共通認識を踏まえて、逗子海岸の将来像の合意形成を作りあげるステップが必要では。メリット・デメリットが有ると思うが。

そのうえで営業時間などをどうあるべきかを検討するべき。

＜事務局＞ 皆様に確認するのだが、今回実施したアンケートについては、あくまで個別の海の家音楽についてである。今年の海に関して、例えば市の海開きの際も拡声装置等なしで実施したが、市として来年は安心・安全を維持したまま観光振興も行いたいため、市や観光協会主催のセレモニー・イベントや、個別の海の家ではなく共催等で実施するイベント等については拡声装置等も使っていきたいと考えている。

- 次回までに、何となく「こうなります」ではなく「こうします」という事を書面で各メンバーに配布できないのか。それをやらないといつまでたっても変わらない。
- 海岸組合より提示される資料は、理想論としてはわかるのだが、こういうものは蓋を開けてみたら違ったとなりかねない。あくまで例えだが、1回警告を受けた海の家には赤旗を建てて目印にする、実情に詳しい人が全組合員のリストに違反をする恐れのある又は過去に違反していた海の家に×印をつける、などの具体的な事例が見えないと安心出来ない。実効力のある話がほしい。それがあれば、見回りのときにも円滑に出来る。

＜海岸組合＞ 組合員全員に遵守させて運営していきたい。

- 我々も、応援したいと思っているが、応援したい海の家と辞めて頂きたい海の家との格差が余りにも大きいため心配している。今年の夏、その事を非常に感じた。

＜事務局＞ 違反者のホームページでの公表についてだが、昨年までは海岸組合も一緒にルールを作成していた中で同意を得て行っていた。今年は、海岸組合が居ない中でルールが策定され、かつ市と海岸組合が係争していたことがあったため、同意を得ることができず公表することができなかった。現在は未だそのような合意が無いが、来年度以降の海岸組合との話し合いのなかで実施することも考えられる。

＜座長＞ 実際に過去に、ホームページに公表された事例はあるのか。

＜事務局＞ ある。

<座長> その方は、今年も来年も営業される方なのか。

<海岸組合> 店舗は止めた。

<座長> 時間も来ましたので海岸組合には検討会のメンバーとして決意と表明をして頂きたい。

海岸組合は事務局を通してメンバーの皆さんに配布する。その表明についての意見等を参加届と一緒に事務局に提出して頂きたい。

それが集まった時点で、最終報告の中間報告といった形で進めさせて頂く。

営業時間の問題については根本的な部分での問題の議論があったため、今回は議論ができていないものと思う。

<事務局> 1月には報告書を提出することを考えている。次回のスケジュールは1月13日（火）を予定している。ある程度の話合い、海岸組合からのルール遵守担保に関する決意表明を事務局で預かり、次回には皆様に示す。それをもち、最終報告書の案を作成するので、皆様にご協力頂きたい。

中身については座長と話合って詰めたいと考えている。

出席者一覧

所属			職名	氏名	備考
1	公募の市民	市民メンバー		菊井 健一	欠席
				熊岡 寛展	欠席
				大島 純一	
2	観光・商工団体	逗子市観光協会	事務局長	田代 朋子	
		逗子市商工会	副会長	三宅 譲	欠席
		逗子市中央商店街連合会	会長	桐ヶ谷 覚	(代理) 江原 浩
3	学校関係団体	逗子市小学校校長会	小坪小学校長	高橋 和美	欠席
		逗子市中学校校長会	逗子中学校長	服部 純子	欠席
		逗子市 PTA 連絡協議会	池子小学校 PTA 会長	辻本 順子	欠席
			久木中学校 PTA 副会長	横山 奈緒子	
4	逗子海岸近隣 町内会・自治会	逗子市新宿町内会		石井 康生	(代理) 東海 邦彦
		下桜山交友会	環境担当部長	菊池 伸介	欠席
		逗子 6 丁目の会	会長	徳本 恒徳	欠席
		逗子 7 丁目東自治会	顧問	原田 義郎	(代理) 顧問：菊池 俊一
5	児童・青少年 関連団体	新宿地区青少年育成推進の会	会長	安重 宣子	
		新宿子ども会	代表	手島 麻由子	欠席
		逗子市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	飯野 幸	
6	防犯団体	逗子市防犯協会	会長	和田 修芳	
		逗葉地区保護司会	会長	岸本 光瑞	(代理) 監事：足立 泰秀
7	海岸にて活動する 事業者	逗子海岸営業協同組合	代表理事	原 敦	
		逗子マリン連盟	代表	小林 伸之	
8	関係行政機関 の職員	神奈川県逗子警察署	地域課長	古橋 雅之	欠席
		神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	企画調整課長兼 商工観光課長	中羽 加代子	
		神奈川県鎌倉保健福祉事務所	生活衛生部長兼 環境衛生課長	奥津 幸夫	(代理) 技師：藤井 佳世子
		神奈川県横須賀土木事務所	許認可指導課長	徳永 義宏	
9	市職員	市民協働部	部長	福井 昌雄	
10	その他市長が必要 があると認めた者	逗子サーフライフ・ビギンズクラブ	顧問	歌代 光雄	欠席
		逗子 30' s プロジェクト		田中 美乃里	
		ずし 60' s プロジェクト		深澤 忠房	

事務局

所 属	職 名	氏 名
市民協働部	次長 生活安全課長事務取扱	高橋 佳代
経済観光課	課長	岩佐 正朗
経済観光課	経済観光係長	鈴木 仁
経済観光課	主事	山口 翔太郎